

著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす  
効果と影響等に関する調査研究

【資料編】

アンケート調査票と回答

平成29年2月

青山社中株式会社

## I 企業向け調査

### <アンケート調査票>

本調査でいう「著作物の利用」とは、例えば以下のように、他社（他者）が作成した著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）を利用して業務を行うことをいいます。その利用が有償であるか無償であるかは問いません。

- ・ イベントで音楽や映像を流す
  - ・ 美術品を展示する
  - ・ 写真を転載する
  - ・ 書籍や新聞記事を抜粋する
  - ・ インターネット上のデータをダウンロードする
  - ・ 既存のコンテンツを利用して二次著作物（\*）を作成する
- \* 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他原著作物の内面的な表現を維持しつつ、外面的な表現を変えることにより創作した著作物

※ 上記は例示ですので、これらに限られるものではありません。

#### 1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】 貴社が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1 文章・言語          | 7 映像                 |
| 2 音楽             | 8 写真                 |
| 3 演劇・舞踊          | 9 プログラム              |
| 4 美術（絵画、版画、彫刻など） | 10 その他               |
| 5 建築             | （具体的に）               |
| 6 図形（図表、図面、地図など） | 11 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-2】 貴社は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                     |
|---------------------|
| 1 著作物をそのまま販売        |
| 2 引用等により著作物の一部を利用   |
| 3 二次創作・翻案等のために利用    |
| 4 その他（具体的に）         |
| 5 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-3】 問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する事業を合計すると、貴社の売り上げのうち何割程度を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

- |      |        |
|------|--------|
| 1 1割 | 6 6割   |
| 2 2割 | 7 7割   |
| 3 3割 | 8 8割   |
| 4 4割 | 9 9割   |
| 5 5割 | 10 10割 |

【問 1-4】 貴社は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に馴染み がある	馴染み がある	どちらとも いえない	あまり馴染み がない	ほとんど 馴染みがない
1	2	3	4	5

【問 1-5】 貴社では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

十分理解して いる	概ね理解して いる	どちらとも いえない	あまり理解 していない	ほとんど理解 していない
1	2	3	4	5

【問 1-6】 貴社では、各部署の職員が著作権の処理（著作物の利用許諾の申請など）を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか？いる場合はどの部局にいらっしゃるでしょうか。（当てはまる数字すべてに○）

1 法務部にいる	5 その他
2 総務部にいる	(具体的に： )
3 事業部局にいる	6 いない
4 社外にいる（顧問弁護士等）	7 わからない

【問 1-7】 貴社は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらとも いえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-8】 貴社には、著作権以外の知的財産権（特許権、商標権など）を扱う業務が多いですか、少ないですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらとも いえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-9】 貴社は、一般に、（著作権分野に限らず）業務上必要な場合には、他社（他者）に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に ある	やや ある	どちらとも いえない	あまり ない	全く ない
1	2	3	4	5

【問 1-10】 貴社は、一般に、（著作権分野に限らず）他社（他者）から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に ある	やや ある	どちらとも いえない	あまり ない	全く ない
1	2	3	4	5

【問 1-11】 仮に、貴社が新事業（著作権分野に限りません）を実施しようとする場合

に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴社はその事業を実施しますか。（最も近いもの数字1つだけに○）

完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	合法である可能性が極めて高ければ実施する	合法である可能性がある程度高ければ実施する	合法である可能性がわずかでもあれば実施する	合法か違法か不明であっても実施する
1	2	3	4	5

【問 1-12】 問 1-11 のように、貴社の業務について法律上の疑義が生じた場合、貴社はどのような対応をとりますか。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	はまる 非常に当て	当てはまる	言えない どちらとも	あまり当て はまらない	全く当ては まらない
A 弁護士等の専門家に相談する	1	2	3	4	5
B 役所に問い合わせる	1	2	3	4	5
C 同業他社に問い合わせる	1	2	3	4	5
D 社内のコンプライアンス体制を強化する	1	2	3	4	5
E トップの責任で判断する	1	2	3	4	5
F 社内関係者の合議で判断する	1	2	3	4	5
G 現場担当者が判断する	1	2	3	4	5
H 以上の他に、貴社の対応として考えられるものがありましたら、お書きください。（自由記述）					

◎ 著作権に関する条約では、「著作権者が市場で著作物の販売等を行うことを妨げない」、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。各国では、このような考え方に即して、「著作権者の利益を不当に害さない」と考えられるケースを様々な形で定めています。

【問 1-13】 著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）  
（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	不当に害すると思う	どちらかと言え ば不当に害すると思 う	どちらとも言 えない	どちらかと言 えれば不当に 害しないと思 う	不当に害し ないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サ	1	2	3	4	5

イトに掲載すること					
社内で参考になりそうな書籍の一部をコピーして関係部内に配布すること	1	2	3	4	5
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	1	2	3	4	5
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1	2	3	4	5
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1	2	3	4	5
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1	2	3	4	5
自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	1	2	3	4	5

◎ 日本では、他人の著作物を著作者の許諾なしに利用する場合について、どのような場面や範囲であれば適法に利用できるのか、ある程度具体的に法律上に明記されています（※）。これに対して、著作者の許諾なしに適法に他人の著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 など

【問 1-14】 貴社は、今後の事業展開を考えたときに、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際のサービス展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス（チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス）」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴社の事業分野におけるサービス（著作物を利用した事業）を想定してお考え下さい。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	なると思う	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	言えない	どちらとも	なると思わない	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的	1	2	3	4	5			

<p>に示す方法</p> <p>(例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、〇〇〇、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方</p>					
<p><b>B</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法</p> <p>(例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、〇〇〇、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5
<p><b>C</b> 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法</p> <p>(例) 「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5
<p><b>D</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法</p> <p>(例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5

【問 1-15】 著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A～F のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	だ と 思 う	非 常 に 妥 当	だ と 思 う	ま あ 妥 当	い え な い	ど う だ と 思 わ な い	あ ま り 妥 当	だ と 思 わ な い	全 く 妥 当 だ と 思 わ な い
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1		2		3		4		5
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合と ならない場合の区別が難しくなり、利用が委 縮してしまう	1		2		3		4		5
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	1		2		3		4		5
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利 用者にとって負担になる	1		2		3		4		5
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府で ルールを決めるよりも公正な判断が期待でき る	1		2		3		4		5
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	1		2		3		4		5
G 他に予想される効果がありましたら、お書きください。 (自由記述)									

【問 1-16】これまで、著作権制度が貴社のビジネス上の障害となった事例があれば、  
教えてください。

(自由記述)

【問 1-17】現在の著作権制度について、どのような点が改善されればよいと思います  
か。具体的に、教えてください。

(自由記述)

## 2. 著作権の行使に関する調査

【問 2-1】貴社が権利を有している著作物はどうような種類ですか。(当てはまる数字  
すべてに○)

1 文章・言語	8 写真
2 音楽	9 プログラム
3 演劇・舞踊	10 その他 (具体的に )
4 美術(絵画、版画、彫刻など)	
5 建築	
6 図形(図表、図面、地図など)	11 権利を有していない → 問3-1へ
7 映像	

【問 2-2】貴社の著作権収入は、自らが著作物を利用することによる収入(直接収入)  
と利用許諾を行うことによる収入(ライセンス収入)のどちらが多いですか。  
(最も近い数字1つだけに○)

1 ほとんど直接収入	5 ほとんどライセンス収入
------------	---------------

2	どちらかといえば直接収入が多い	入
3	どちらも同じくらい	6 著作権による収入はな
4	どちらかといえばライセンス収入が多い	い → 問 2-4 へ

【問 2-3】 貴社の売り上げ全体に占める著作権関連事業（貴社の著作権を活用した事業）の収入は、直接収入・ライセンス収入合わせてどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1	1 割	6	6 割
2	2 割	7	7 割
3	3 割	8	8 割
4	4 割	9	9 割
5	5 割	10	10 割

【問 2-4】 著作権者に無断で著作物を利用（複製、販売、インターネット送信等）した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となりません。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。（当てはまる数字すべてに○）

1	損害賠償を請求すること	5	刑事罰
2	侵害をやめるよう請求すること	6	わからない
3	侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること		
4	名誉回復のための措置を請求すること		

【問 2-5】 貴社の有する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（行ったことがあるものの数字すべてに○）

1	刑事告訴する	5	ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
2	民事訴訟を提起する	6	特に何もしない
3	侵害者に警告する	7	その他
4	弁護士等の専門家に相談する		（具体的に ）
		8	侵害されたことがない

【問 2-6】 貴社の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1	ほとんど費用はかけていない	5	5,000 万円～1 億円未満
2	100 万円未満	6	1 億円以上
3	100 万円～1,000 万円未満		（具体的な額 ）
4	1,000 万円～5,000 万円未満	7	わからない

【問 2-7】 貴社の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1	ほとんど費用はかけていない	5	5,000 万円～1 億円未満
2	100 万円未満	6	1 億円以上
3	100 万円～1,000 万円未満		（具体的な額 ）
4	1,000 万円～5,000 万円未満	7	わからない

【問 2-8】 仮に、貴社の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合（例えば、判例がまだない場合など）、貴社はど



のように対応しますか。(最も行う可能性が高いものの数字1つだけに○)

1 刑事告訴する	5 ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる
2 民事訴訟を提起する	6 特に何もしない
3 侵害者に警告する	7 その他(具体的に )
4 弁護士等の専門家に相談する	

【問2-9】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	非常に思う	まあ思う	言えない どちらとも	あまり思わない	全く思わない
A 懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5
B 法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5
C クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)	1	2	3	4	5
D ディスカバリー(証拠開示手続)：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	1	2	3	4	5
E 訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	1	2	3	4	5
F 弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	1	2	3	4	5
G 以上の他に、あったらいいと思う制度がありましたらお書きください。(自由記述)					

### 3. 貴社の基本情報に関する調査

【問3-1】貴社の業種をお教えてください。(最も近い数字1つだけに○)

1 素材・資源	10 小売り・外食・娯楽サービス・
2 建設・不動産・建設関連 製品・設備	その他消費財
	11 ヘルスケア・医薬・食品・トイレ

3	機械・装置		タリー・化粧品
4	1～3以外の産業インフラ・サービス	1 2	金融（保険以外）
		1 3	保険
5	運輸	1 4	エレクトロニクス・事務機器・
6	公共（電力・ガス）		電子デバイス製造装置
7	自動車	1 5	ソフトウェア・情報技術
8	住宅	1 6	通信サービス
9	アパレル・娯楽用品	1 7	メディア
		1 8	その他

※上記は、基本的に、東洋経済業種分類（会社四季報の分類）に基づいた区分です

【問 3-2】 貴社の従業員数をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 人

【問 3-3】 貴社の年間売上高（連結）をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 円

【問 3-4】 貴社の創業年数（設立からの年数）をお教えてください。

( ) 年

【問 3-5】 本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。（最も近い数字 1 つだけに○）

1	知財担当部局	5	事業担当部局
2	法務担当部局	6	その他（具体的に： )
3	広報・IR 担当部局	7	答えられない
4	総務担当部局		

最後に、このアンケートについてご意見等がありましたら、以下の欄にご自由にお書きください。

(自由記述)

<回答（自由記述を除く）>

1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】貴社が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	479	100.0
文章・言語	309	64.5
音楽	132	27.6
演劇・舞踊	19	4.0
美術（絵画、版画、彫刻など）	75	15.7
建築	45	9.4
図形（図表、図面、地図など）	258	53.9
映像	222	46.3
写真	303	63.3
プログラム	249	52.0
その他（具体的に）	19	4.0
利用していない	75	15.7

【問 1-2】貴社は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	404	100.0
著作物をそのまま販売	105	26.0
引用等により著作物の一部を利用	293	72.5
二次創作・翻案等のために利用	146	36.1
その他（具体的に）	101	25.0
利用していない	11	2.7

【問 1-3】問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する事業を合計すると、貴社の売り上げのうち何割程度を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	346	100.0
1割	226	65.3
2割	22	6.4
3割	10	2.9
4割	3	0.9
5割	15	4.3
6割	5	1.4
7割	15	4.3
8割	7	2.0
9割	15	4.3
10割	28	8.1

【問 1-4】貴社は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	478	100.0
非常に馴染みがある	48	10.0
馴染みがある	126	26.4
どちらともいえない	111	23.2
あまり馴染みがない	123	25.7
ほとんど馴染みがない	70	14.6

【問 1-5】貴社では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
十分理解している	33	6.9
概ね理解している	195	40.9
どちらともいえない	146	30.6
あまり理解していない	86	18.0
ほとんど理解していない	17	3.6

【問 1-6】貴社では、各部署の職員が著作権の処理(著作物の利用許諾の申請など)を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか?いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	478	100.0
法務部にいる	236	49.4
総務部にいる	68	14.2
事業部局にいる	27	5.6
社外にいる(顧問弁護士等)	227	47.5
その他(具体的に)	81	16.9
いない	24	5.0
わからない	8	1.7

【問 1-7】貴社は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	479	100.0
非常に多い	22	4.6
やや多い	43	9.0
どちらともいえない	99	20.7
やや少ない	78	16.3
非常に少ない	237	49.5

【問 1-8】貴社には、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)を扱う業務が多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	478	100.0
非常に多い	68	14.2
やや多い	146	30.5
どちらともいえない	104	21.8
やや少ない	68	14.2
非常に少ない	92	19.2

【問 1-9】貴社は、一般に、(著作権分野に限らず)業務上必要な場合には、他社(他者)に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
非常にある	28	5.9
ややある	100	21.0
どちらともいえない	211	44.2
あまりない	111	23.3
全くない	27	5.7

【問 1-10】貴社は、一般に、(著作権分野に限らず)他社(他者)から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
非常にある	168	35.2
ややある	119	24.9
どちらともいえない	146	30.6
あまりない	35	7.3
全くない	9	1.9

【問 1-11】仮に、貴社が新事業(著作権分野に限りません)を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴社はその事業を実施しますか。(最も近いもの数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	474	100.0
完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	176	37.1
合法である可能性が極めて高ければ実施する	209	44.1
合法である可能性がある程度高ければ実施する	86	18.1
合法である可能性がわずかでもあれば実施する	3	0.6
合法か違法か不明であっても実施する	0	0.0

【問 1-12】問 1-11 のように、貴社の業務について法律上の疑義が生じた場合、貴社はどのような対応をとりますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	当てはまる 非常に	当てはまる	どちらとも いえない	あまり 当てはまらない	全く 当てはまらない
A 弁護士等の専門家に相談する	478 100.0	368 77.0	108 22.6	2 0.4	0 0.0	0 0.0
B 役所に問い合わせる	475 100.0	120 25.3	210 44.2	73 15.4	50 10.5	22 4.6
C 同業他社に問い合わせる	474 100.0	13 2.7	63 13.3	132 27.8	150 31.6	116 24.5
D 社内のコンプライアンス体制を強化する	471 100.0	114 24.2	223 47.3	102 21.7	23 4.9	9 1.9
E トップの責任で判断する	469 100.0	35 7.5	140 29.9	167 35.6	86 18.3	41 8.7
F 社内関係者の合議で判断する	472 100.0	52 11.0	217 46.0	116 24.6	52 11.0	35 7.4
G 現場担当者が判断する	472 100.0	5 1.1	26 5.5	89 18.9	160 33.9	192 40.7

【問 1-13】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	475 100.0	232 48.8	123 25.9	63 13.3	43 9.1	14 2.9
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	475 100.0	101 21.3	101 21.3	70 14.7	132 27.8	71 14.9
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	475 100.0	84 17.7	97 20.4	95 20.0	136 28.6	63 13.3
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	474 100.0	77 16.2	71 15.0	92 19.4	119 25.1	115 24.3
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	475 100.0	279 58.7	124 26.1	46 9.7	17 3.6	9 1.9
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	475 100.0	79 16.6	61 12.8	71 14.9	127 26.7	137 28.8
自社製品の機能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	475 100.0	153 32.2	107 22.5	94 19.8	70 14.7	51 10.7

【問 1-14】貴社は、今後の事業展開を考えたときに、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際のサービス展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス(チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス)」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴社の事業分野におけるサービス(著作物を利用した事業)を想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらとも言えない	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	472 100.0	106 22.5	199 42.2	132 28.0	29 6.1	6 1.3
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	471 100.0	86 18.3	237 50.3	122 25.9	24 5.1	2 0.4
	470	24	130	209	93	14

C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	100.0	5.1	27.7	44.5	19.8	3.0
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	470 100.0	15 3.2	65 13.8	191 40.6	130 27.7	69 14.7

【問 1-15】著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	非常に妥当だと思う	まあ妥当だと思う	どちらともいえない	あまり妥当だと思うわない	全く妥当だと思うわない
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	476 100.0	43 9.0	261 54.8	122 25.6	41 8.6	9 1.9
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	477 100.0	60 12.6	171 35.8	185 38.8	55 11.5	6 1.3
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	477 100.0	17 3.6	93 19.5	256 53.7	90 18.9	21 4.4
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	476 100.0	46 9.7	177 37.2	176 37.0	66 13.9	11 2.3
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	477 100.0	14 2.9	88 18.4	268 56.2	79 16.6	28 5.9
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	475 100.0	32 6.7	114 24.0	242 50.9	76 16.0	11 2.3

## 2. 著作権の行使に関する調査

【問 2-1】貴社が権利を有している著作物はどのような種類ですか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	473	100.0
文章・言語	277	58.6
音楽	50	10.6
演劇・舞踊	7	1.5
美術(絵画、版画、彫刻など)	59	12.5
建築	32	6.8
図形(図表、図面、地図など)	248	52.4
映像	194	41.0
写真	227	48.0
プログラム	219	46.3
その他(具体的に)	18	3.8
権利を有していない	103	21.8

【問 2-2】貴社の著作権収入は、自らが著作物を利用することによる収入(直接収入)と利用許諾を行うことによる収入(ライセンス収入)のどちらが多いですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	362	100.0
ほとんど直接収入	76	21.0
どちらかといえば直接収入が多い	19	5.2
どちらも同じくらい	9	2.5
どちらかといえばライセンス収入が多い	13	3.6
ほとんどライセンス収入	21	5.8
著作権による収入はない	224	61.9

【問 2-3】貴社の売り上げ全体に占める著作権関連事業(貴社の著作権を活用した事業)の収入は、直接収入・ライセンス収入合わせてどの程度ですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	126	100.0
1割	73	57.9
2割	16	12.7
3割	5	4.0
4割	1	0.8
5割	4	3.2
6割	2	1.6
7割	7	5.6
8割	3	2.4
9割	10	7.9
10割	5	4.0

【問 2-4】著作権者に無断で著作物を利用(複製、販売、インターネット送信等)した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	373	100.0
損害賠償を請求すること	364	97.6
侵害をやめるよう請求すること	364	97.6
侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること	187	50.1
名誉回復のための措置を請求すること	258	69.2
刑事罰	257	68.9
わからない	3	0.8

【問 2-5】貴社の有する著作権が侵害された場合、これまで実際にどういう対応を取っていますか。(行ったことがあるものの数字すべてに○)

	n	%
全体	371	100.0
刑事告訴する	13	3.5
民事訴訟を提起する	31	8.4
侵害者に警告する	138	37.2
弁護士等の専門家に相談する	166	44.7
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	2	0.5
特に何もしない	19	5.1
その他	6	1.6
侵害されたことがない	162	43.7

【問 2-6】貴社の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用(弁護士費用を含む)はどの程度ですか。(最も近い数字 1 つだけに○)



	n	%
全体	370	100.0
ほとんど費用はかけていない	270	73.0
100万円未満	25	6.8
100万円～1,000万円未満	19	5.1
1,000万円～5,000万円未満	2	0.5
5,000万円～1億円未満	1	0.3
1億円以上(具体的な額)	1	0.3
わからない	52	14.1

【問 2-7】貴社の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	371	100.0
ほとんど費用はかけていない	256	69.0
100万円未満	40	10.8
100万円～1,000万円未満	21	5.7
1,000万円～5,000万円未満	0	0.0
5,000万円～1億円未満	0	0.0
1億円以上(具体的な額)	0	0.0
わからない	54	14.6

【問 2-8】仮に、貴社の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、貴社はどのように対応しますか。(最も行う可能性が高いものの数字1つだけに○)

	n	%
全体	377	100.0
刑事告訴する	1	0.3
民事訴訟を提起する	1	0.3
侵害者に警告する	18	4.8
弁護士等の専門家に相談する	306	81.2
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	0	0.0
特に何もしない	5	1.3
その他	46	12.2

【問 2-9】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に思う	まあ思う	いえない	どちらとも	あまり思わない	全く思わない
A 懲罰的損害賠償制度:著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	374 100.0	41 11.0	116 31.0	109 29.1	68 18.2	40 10.7	
B 法定賠償制度:著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	375 100.0	33 8.8	147 39.2	119 31.7	52 13.9	24 6.4	
C クラスアクション:同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全	375 100.0	33 8.8	123 32.8	118 31.5	72 19.2	29 7.7	

体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)						
D ディスカバリー(証拠開示手続):当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	375	44	143	121	40	27
E 訴訟費用への補助:著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	100.0	11.7	38.1	32.3	10.7	7.2
F 弁護士費用の敗訴者負担制度:弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	375	34	101	138	73	29
	100.0	9.1	26.9	36.8	19.5	7.7
	375	47	150	131	39	8
	100.0	12.5	40.0	34.9	10.4	2.1

### 3. 貴社の基本情報に関する調査

【問 3-1】貴社の業種をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	475	100.0
素材・資源	36	7.6
建設・不動産・建設関連製品・設備	47	9.9
機械・装置	43	9.1
1～3以外の産業インフラ・サービス	26	5.5
運輸	12	2.5
公共(電力・ガス)	6	1.3
自動車	13	2.7
住宅	2	0.4
アパレル・娯楽用品	9	1.9
小売り・外食・娯楽サービス・その他消費財	55	11.6
ヘルスケア・医薬・食品・トイレットリー・化粧品	47	9.9
金融(保険以外)	19	4.0
保険	0	0.0
エレクトロニクス・事務機器・電子デバイス製造装置	29	6.1
ソフトウェア・情報技術	31	6.5
通信サービス	8	1.7
メディア	8	1.7
その他	84	17.7

【問 3-2】貴社の従業員数をお教えてください。(概数で結構です)(単位:人)

	値
全体	472
平均値	4910.71
最小値	0.00
最大値	240000.00

【問 3-3】貴社の年間売上高(連結)をお教えてください。(概数で結構です)(単位:百万円)

	値
全体	450
平均値	522778.92
最小値	7.00
最大値	28000000.00

【問 3-4】貴社の創業年数(設立からの年数)をお教えてください。(単位:年)

	値
全体	467
平均値	61.39
最小値	1.00
最大値	212.00

【問 3-5】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
知財担当部局	126	26.4
法務担当部局	220	46.1
広報・IR 担当部局	20	4.2
総務担当部局	82	17.2
事業担当部局	4	0.8
その他(具体的に:)	20	4.2
答えられない	5	1.0

## Ⅱ 権利者団体向け調査

### <アンケート調査票>

#### 1. 著作権の行使に関する調査

【問 1-1】貴団体が権利を保有・管理している著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

1 文章・言語	7 映像
2 音楽	8 写真
3 演劇・舞踊	9 プログラム
4 美術（絵画、版画、彫刻など）	10 その他（具体的に ）
5 建築	11 権利を有していない
6 図形（図表、図面、地図など）	→ 問 2-1 へ

【問 1-2】貴団体の保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（行ったことがあるものの数字すべてに○）

1 刑事告訴する	5 ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
2 民事訴訟を提起する	6 特に何もしない
3 侵害者に警告する	7 その他（具体的に ）
4 弁護士等の専門家に相談する	8 侵害されたことがない

【問 1-3】貴団体の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 ほとんど費用はかけていない	5 5,000 万円～1 億円未満
2 100 万円未満	6 1 億円以上
3 100 万円～1,000 万円未満	（具体的な額 ）
4 1,000 万円～5,000 万円未満	7 わからない

【問 1-4】貴団体の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 ほとんど費用はかけていない	5 5,000 万円～1 億円未満
2 100 万円未満	6 1 億円以上
3 100 万円～1,000 万円未満	（具体的な額 ）
4 1,000 万円～5,000 万円未満	7 わからない

【問 1-5】貴団体では、権利者の利益を害すると考える権利侵害について、どのような程度のを多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。（それぞれ最も近い数字 1 つだけに○）

	とても多い	多い	少ない	とても少ない	全くない	分からない
A 損害額1万円未満（一著作物あたり。以下同じ。）	1	2	3	4	5	6
B 損害額1万円～10万円未満	1	2	3	4	5	6
C 損害額10万円～100万円未満	1	2	3	4	5	6
D 損害額100万円～1000万円未満	1	2	3	4	5	6
E 損害額1000万円以上	1	2	3	4	5	6

【問 1-6】 貴団体では、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

10割	7割～9割	4割～6割	1割～3割	0割
1	2	3	4	5

【問 1-7】 貴団体において認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか？（それぞれ最も近い数字 1 つだけに○）

	当てはまる	まるや当てはまる	言えない	どちらとも	あまり当てはまらない	当てはまらない
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	1	2	3	4	5	
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	1	2	3	4	5	
C インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	1	2	3	4	5	
D 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	1	2	3	4	5	
E 警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想されるため	1	2	3	4	5	
F 以上の他に、貴団体がお考えの理由があればお書きください。 （自由記述）						

【問 1-8】 貴団体では、警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの（侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの）の割合はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

10割	7割～9割	4割～6割	1割～3割	0割
1	2	3	4	5

【問 1-9】貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

10割	7割～9割	4割～6割	1割～3割	0割
1	2	3	4	5

【問 1-10】貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。（それぞれ最も近い数字 1 つだけに○）

	当てはまる	まる やや当てはまる	言えない どちらとも	あまり当てはまらない	当てはまらない
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	1	2	3	4	5
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	1	2	3	4	5
C 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	1	2	3	4	5
D 以上の他に、貴団体がお考えの理由があればお書きください。 (自由記述)					

【問 1-11】貴団体が認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。（それぞれ最も近い数字 1 つだけに○）

	全て解決した	概ね解決した	言えない	どちらとも	ほとんど解決しなかった	全く解決しなかった	当該侵害事案は認知していない
A 損害額 1 万円未満（一著作物あたり。以下同じ。）	1	2	3	4	5	6	
B 損害額 1 万円～10 万円未満	1	2	3	4	5	6	
C 損害額 10 万円～100 万円未満	1	2	3	4	5	6	
D 損害額 100 万円～1000 万円未満	1	2	3	4	5	6	
E 損害額 1000 万円以上	1	2	3	4	5	6	

【問 1-12】仮に、貴団体の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合（例えば、判例がまだない場合など）、貴団体はどのように対応しますか。（最も行う可能性が高いものの数字 1 つだけに○）

1 刑事告訴する	5 ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
2 民事訴訟を提起する	6 特に何もしない
3 侵害者に警告する	7 その他（具体的に
4 弁護士等の専門家に相談する	8

【問 1-13】著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。（最も近い数字1つだけに○）

1 いくらでも提起する	6 500万円～10000万円未満
2 10万円未満	7 1000万円以上
3 10万円～50万円未満	8 具体的な額があればお書き下さい
4 50万円～100万円未満	( )
5 100万円～500万円未満	9 わからない

◎ 著作権に関する条約では、「著作権者が市場で著作物の販売等を妨げない」、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。各国では、このような考え方に即して、「著作権者の利益を不当に害さない」と考えられるケースを様々な形で定めています。

【問 1-14】著作権者に無断で以下の行為が広く行われることは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	不当に害すると思う	どちらかと言えれば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えれば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1	2	3	4	5
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1	2	3	4	5
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	1	2	3	4	5

小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1	2	3	4	5
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1	2	3	4	5
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1	2	3	4	5
自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	1	2	3	4	5

◎ 日本では、他人の著作物を著作権者の許諾なしに利用する場合について、どのような場面や範囲であれば著作権者の許諾がなくとも適法に利用できるのか、ある程度具体的に法律上に明記されています（※）。これに対して、著作権者の許諾なしに適法に他人の著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 など

【問 1-15】 貴団体は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス（チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス）」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の著作物を利用したサービスを想定してお考え下さい。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	非常に良い影響があると思う	やや良い影響があると思う	現在と変わらない	やや悪い影響があると思う	非常に悪い影響があると思う
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文デ	1	2	3	4	5



<p>ータをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、〇〇〇、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方</p>					
<p><b>B</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法  (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、〇〇〇、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5
<p><b>C</b> 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法  (例) 「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5
<p><b>D</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法  (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5

【問 1-16】著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A～F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	非常に妥当だと 思う	まあ妥当だと 思う	いえない どちらとも	あまり妥当だと 思わない	全く妥当だと 思わない
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1	2	3	4	5
B 訴訟を試してみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1	2	3	4	5
C 新しいサービスを行いやすくなる	1	2	3	4	5
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1	2	3	4	5
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1	2	3	4	5
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	1	2	3	4	5
G 他に予想される効果がありましたら、お書きください。 (自由記述)					

【問 1-17】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	非常に思う	まあ思う	言えない どちらとも	あまり思わない	全く思わない
A 懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額（例えば2倍の額）を、損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5
B 法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5
C クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度（訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ）	1	2	3	4	5

D ディスカバリー（証拠開示手続）：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	1	2	3	4	5
E 訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	1	2	3	4	5
F 弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	1	2	3	4	5
G 以上の他に、あったらいいと思う制度がありましたらお書きください。 (自由記述)					

【問 1-18】これまで、著作権制度が貴団体の業務上の障害となった事例があれば、教えてください。

(自由記述)

【問 1-19】現在の著作権制度について、どのような点が改善されればよいと思いますか。具体的に、教えてください。

(自由記述)

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】貴団体の職員数をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 人

【問 2-2】貴団体の年間収益額をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 円

【問 2-3】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。（最も近い数字 1 つだけに○）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 知財担当部局     | 5 事業担当部局      |
| 2 法務担当部局     | 6 その他（具体的に： ) |
| 3 広報・IR 担当部局 | 7 答えられない      |
| 4 総務担当部局     |               |

最後に、このアンケートについてご意見等がありましたら、以下の欄にご自由にお書きください。

(自由記述)

<回答（自由記述を除く）>

1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】貴団体が権利を保有・管理している著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	12	100.0
文章・言語	6	50.0
音楽	2	16.7
演劇・舞踊	0	0.0
美術（絵画、版画、彫刻など）	3	25.0
建築	1	8.3
図形（図表、図面、地図など）	3	25.0
映像	2	16.7
写真	4	33.3
プログラム	0	0.0
その他（具体的に）	3	25.0
利用していない	0	0.0

【問 1-2】貴団体の保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（行ったことがあるものの数字すべてに○）

	n	%
全体	11	100.0
刑事告訴する	3	27.3
民事訴訟を提起する	5	45.5
侵害者に警告する	5	45.5
弁護士等の専門家に相談する	7	63.6
ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる	2	18.2
特に何もしない	2	18.2
その他	4	36.4
侵害されたことがない	1	9.1

【問 1-3】貴団体の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	10	100.0
ほとんど費用はかけていない	3	30.0
100 万円未満	2	20.0
100 万円～1,000 万円未満	2	20.0
1,000 万円～5,000 万円未満	1	10.0
5,000 万円～1 億円未満	0	0.0
1 億円以上（具体的な額）	0	0.0
わからない	2	20.0

【問 1-4】貴団体の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	10	100.0
ほとんど費用はかけていない	3	30.0
100 万円未満	2	20.0
100 万円～1,000 万円未満	2	20.0
1,000 万円～5,000 万円未満	1	10.0

5,000万円～1億円未満	1	10.0
1億円以上(具体的な額)	0	0.0
わからない	1	10.0

【問 1-5】貴団体では、権利者の利益を害すると考える権利侵害について、どのような程度のものを多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	多 いと も	多 い	少 ない	少 ない と も	全 く な い	分 か ら な い
A 損害額1万円未満(一著作物あたり。以下同じ。)	9 100.0	2 22.2	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	3 33.3
B 損害額1万円～10万円未満	9 100.0	3 33.3	0 0.0	1 11.1	1 11.1	1 11.1	3 33.3
C 損害額10万円～100万円未満	9 100.0	3 33.3	0 0.0	0 0.0	2 22.2	1 11.1	3 33.3
D 損害額100万円～1000万円未満	9 100.0	1 11.1	0 0.0	2 22.2	0 0.0	3 33.3	3 33.3
E 損害額1000万円以上	9 100.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	1 11.1	3 33.3	4 44.4

【問 1-6】貴団体では、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	8	100.0
10割	1	12.5
7割～9割	4	50.0
4割～6割	0	0.0
1割～3割	1	12.5
0割	2	25.0

【問 1-7】貴団体において認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか？(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	当 て は ま る	や や 当 て は ま る	ど ち ら と も い え な い	あ ま り 当 て は ま ら な い	当 て は ま ら な い
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	7 100.0	1 14.3	2 28.6	1 14.3	0 0.0	3 42.9
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	0 0.0	3 42.9
C インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	7 100.0	3 42.9	2 28.6	1 14.3	0 0.0	1 14.3
D 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	7 100.0	1 14.3	1 14.3	3 42.9	0 0.0	2 28.6
E 警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想されるため	7 100.0	0 0.0	0 0.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4

【問 1-8】貴団体では、警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの(侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの)の割合はどの程度ですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	9	100.0
10割	1	11.1
7割～9割	3	33.3
4割～6割	1	11.1
1割～3割	1	11.1
0割	3	33.3

【問 1-9】貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	9	100.0
10割	0	0.0
7割～9割	0	0.0
4割～6割	2	22.2
1割～3割	2	22.2
0割	5	55.6

【問 1-10】貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	当てはまる	やや当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない あまり	当てはまらない
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	8 100.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	3 37.5
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	8 100.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	3 37.5
C 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	8 100.0	2 25.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	5 62.5

【問 1-11】貴団体が認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	全て解決した	概ね解決した	言えない どちらとも	ほとんど 解決しなかった	全く 解決しなかった	当該侵害事案は 認知していない
A 損害額1万円未満(一著作物あたり。以下同じ。)	9 100.0	1 11.1	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	4 44.4
B 損害額1万円～10万円未満	9 100.0	2 22.2	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	3 33.3
C 損害額10万円～100万円未満	9 100.0	1 11.1	3 33.3	2 22.2	0 0.0	0 0.0	3 33.3
D 損害額100万円～1000万円未満	9	0	2	2	0	0	5

	100.0	0.0	22.2	22.2	0.0	0.0	55.6
E 損害額1000万円以上	9	0	1	1	0	1	6
	100.0	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1	66.7

【問 1-12】仮に、貴団体の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、貴団体はどのように対応しますか。(最も行う可能性が高いものの数字1つだけに○)

	n	%
全体	10	100.0
刑事告訴する	1	10.0
民事訴訟を提起する	0	0.0
侵害者に警告する	1	10.0
弁護士等の専門家に相談する	7	70.0
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	0	0.0
特に何もしない	1	10.0
その他	0	0.0

【問 1-13】著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	9	100.0
いくらでも提起する	0	0.0
10万円未満	0	0.0
10万円～50万円未満	0	0.0
50万円～100万円未満	1	11.1
100万円～500万円未満	3	33.3
500万円～10000万円未満	0	0.0
1000万円以上	1	11.1
具体的な額があればお書き下さい( )	0	0.0
わからない	4	44.4

【問 1-14】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えれば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えれば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	11 100.0	5 45.5	4 36.4	2 18.2	0 0.0	0 0.0
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	11 100.0	7 63.6	2 18.2	1 9.1	1 9.1	0 0.0
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	11 100.0	6 54.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	0 0.0
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供	11 100.0	7 63.6	3 27.3	0 0.0	0 0.0	1 9.1

するサービスを行うこと							
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	11 100.0	8 72.7	2 18.2	1 9.1	0 0.0	0 0.0	
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	11 100.0	3 27.3	2 18.2	3 27.3	1 9.1	2 18.2	
自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	11 100.0	6 54.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	0 0.0	

【問 1-15】貴団体は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス(チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス)」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の著作物を利用したサービスを想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に良い影響があると思う	やや良い影響があると思う	現在と変わらない	やや悪い影響があると思う	非常に悪い影響があると思う
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	12 100.0	2 16.7	6 50.0	2 16.7	2 16.7	0 0.0
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	12 100.0	1 8.3	4 33.3	2 16.7	5 41.7	0 0.0
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	12 100.0	0 0.0	2 16.7	1 8.3	4 33.3	5 41.7
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	12 100.0	0 0.0	1 8.3	1 8.3	2 16.7	8 66.7

【問 1-16】著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるかどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)



	n	だ と 思 う	非 常 に 妥 当	だ と 思 う	ま あ 妥 当	い え な い	ど ち ら と も	だ と 思 わ な い	あ ま り 妥 当	だ と 思 わ な い	全 く 妥 当
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	12 100.0	0 0.0	1 8.3	4 33.3	2 16.7	5 41.7	0 0.0	2 16.7	5 41.7		
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	12 100.0	2 16.7	3 25.0	5 41.7	0 0.0	2 16.7	5 41.7	2 16.7	2 16.7		
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	12 100.0	0 0.0	0 0.0	5 41.7	2 16.7	5 41.7	0 0.0	5 41.7	5 41.7		
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	12 100.0	5 41.7	0 0.0	7 58.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	12 100.0	0 0.0	2 16.7	4 33.3	2 16.7	4 33.3	2 16.7	4 33.3	4 33.3		
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	12 100.0	6 50.0	2 16.7	4 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		

【問 1-17】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	非 常 に 思 う	ま あ 思 う	い え な い	ど ち ら と も	思 わ な い	あ ま り	思 わ な い	全 く
A 懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	11 100.0	7 63.6	2 18.2	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
B 法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	11 100.0	5 45.5	2 18.2	2 18.2	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1
C クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)	11 100.0	4 36.4	4 36.4	3 27.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
D ディスカバリー(証拠開示手続)：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	11 100.0	7 63.6	1 9.1	3 27.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
E 訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	11 100.0	4 36.4	3 27.3	3 27.3	1 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
F 弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	11 100.0	5 45.5	3 27.3	3 27.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】貴団体の職員数をお教えてください。(概数で結構です)(単位：人)

	値
全体	12
平均値	57.92
最小値	3.00
最大値	500.00

【問 2-2】貴団体の年間収益額をお教えてください。(概数で結構です)(単位：百万円)

	値
全体	12
平均値	2309.90
最小値	0.00
最大値	14000

【問 2-3】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	12	100.0
知財担当部局	3	25.0
法務担当部局	2	16.7
広報・IR 担当部局	0	0.0
総務担当部局	4	33.3
事業担当部局	1	8.3
その他(具体的に:)	2	16.7
答えられない	0	0.0

### Ⅲ 利用者団体向け調査

#### <アンケート調査票>

本調査でいう「著作物の利用」とは、例えば以下のように、他者が作成した著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）を利用して業務を行うことをいいます。その利用が有償であるか無償であるかは問いません。

- ・ イベントで音楽や映像を流す
  - ・ 美術品を展示する
  - ・ 写真を転載する
  - ・ 書籍や新聞記事を複製する
  - ・ インターネット上のデータをダウンロードする
  - ・ 既存のコンテンツを利用して二次著作物（\*）を作成する
- \* 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他原著物の内面的な表現を維持しつつ、外面的な表現を変えることにより創作した著作物

※ 上記は例示ですので、これらに限られるものではありません。

#### 1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】 貴団体が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1 文章・言語          | 7 映像                 |
| 2 音楽             | 8 写真                 |
| 3 演劇・舞踊          | 9 プログラム              |
| 4 美術（絵画、版画、彫刻など） | 10 その他               |
| 5 建築             | （具体的に）               |
| 6 図形（図表、図面、地図など） | 11 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-2】 貴団体は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                     |
|---------------------|
| 1 著作物をそのまま販売        |
| 2 引用等により著作物の一部を利用   |
| 3 二次創作・翻案等のために利用    |
| 4 その他（具体的に）         |
| 5 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-3】 問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する業務を合計すると、貴団体の予算全体のうち何割程度（予算での計算が難しい場合は、総業務時間の何割程度）を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 1割	6 6割
2 2割	7 7割
3 3割	8 8割
4 4割	9 9割
5 5割	10 10割

【問 1-4】 貴団体は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に馴染みがある	馴染みがある	どちらともいえない	あまり馴染みがない	ほとんど馴染みがない
1	2	3	4	5

【問 1-5】 貴団体では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

十分理解している	概ね理解している	どちらともいえない	あまり理解していない	ほとんど理解していない
1	2	3	4	5

【問 1-6】 貴団体では、各部署の職員が著作権の処理（著作物の利用許諾の申請など）を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか？いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。（当てはまる数字すべてに○）

1 法務担当部局にいる	5 その他
2 総務担当部局にいる	(具体的に： )
3 事業担当部局にいる	6 いない
4 社外にいる（顧問弁護士等）	7 わからない

【問 1-7】 貴団体は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらともいえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-8】 貴団体には、著作権以外の知的財産権（特許権、商標権など）を扱う業務が多いですか、少ないですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらともいえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-9】 貴団体は、一般に、（著作権分野に限らず）業務上必要な場合には、他者（個人、企業、団体等）に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常にある	ややある	どちらともいえない	あまりない	全くない
1	2	3	4	5

【問 1-10】貴団体は、一般に、（著作権分野に限らず）他者（個人、企業、団体等）から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字1つだけに○）

非常に ある	やや ある	どちらとも いえない	あまり ない	全く ない
1	2	3	4	5

【問 1-11】仮に、貴団体が新事業（著作権分野に限りません）を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴団体はその事業を実施しますか。（最も近いもの数字1つだけに○）

完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	合法である可能性が極めて高ければ実施する	合法である可能性がある程度高ければ実施する	合法である可能性がわずかでもあれば実施する	合法か違法か不明であっても実施する
1	2	3	4	5

【問 1-12】問 1-11 のように、貴団体の業務について法律上の疑義が生じた場合、どのような対応をとりますか。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	は 非 常 に 当 て は ま る	当 て は ま る	ど ち ら と も い え な い	あ ま り 当 て は ま ら な い	全 く 当 て は ま ら な い
A 弁護士等の専門家に相談する	1	2	3	4	5
B 役所に問い合わせる	1	2	3	4	5
C 同業の団体等に問い合わせる	1	2	3	4	5
D 団体内のコンプライアンス体制を強化する	1	2	3	4	5
E トップの責任で判断する	1	2	3	4	5
F 内部関係者の合議で判断する	1	2	3	4	5
G 現場担当者が判断する	1	2	3	4	5
H 以上の他に、貴団体の対応として考えられるものがありましたら、お書きください。（自由記述）					

◎ 著作権に関する条約では、「著作権者が市場で著作物の販売等を行うことを妨げない」、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。各国では、このような考え方に即して、「著作権者の利益を不当に害さない」と考えられるケースを様々な形で定めています。

【問 1-13】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法におい

て適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。) (それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	不当に害すると思う	どちらかと言え 不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言え 不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1	2	3	4	5
企業・団体内部で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1	2	3	4	5
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	1	2	3	4	5
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1	2	3	4	5
企業・団体が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1	2	3	4	5
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1	2	3	4	5
企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	1	2	3	4	5

◎ 日本では、他人の著作物を著作者の許諾なしに利用する場合について、どのような場面や範囲であれば適法に利用できるのか、ある程度具体的に法律上に明記されています(※)。これに対して、著作者の許諾なしに適法に他人の著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 など

【問 1-14】貴団体は、今後の事業展開を考えたときに、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際の事業展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス（チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス）」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の事業分野における、著作物を利用した新業務を想定してお考え下さい。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	全くしやすくなると思わない	あまりしやすくなると思わない	どちらとも	言えない	ややしやすくなると思う	非常にしやすくなると思う
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方					1	2
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方					1	2
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法 (例) 「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方					1	2
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法					1	2

に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法 (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方					
---	--	--	--	--	--

【問 1-15】 著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	だ と 思 う	非 常 に 妥 当	だ と 思 う	ま あ 妥 当	い え な い	ど ち ら と も	だ と 思 わ な い	あ ま り 妥 当	だ と 思 わ な い	全 く 妥 当
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1		2		3		4		5	
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合と ならない場合の区別が難しくなり、利用が委 縮してしまう	1		2		3		4		5	
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	1		2		3		4		5	
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用 者にとって負担になる	1		2		3		4		5	
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府で ルールを決めるよりも公正な判断が期待でき る	1		2		3		4		5	
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	1		2		3		4		5	
G 他に予想される効果がありましたら、お書きください。 (自由記述)										

【問 1-16】 これまで、著作権制度が貴団体の業務上の障害となった事例があれば、教えてください。

(自由記述)
--------

【問 1-17】 現在の著作権制度について、どのような点が改善されればよいと思いますか。具体的に、教えてください。

(自由記述)
--------



## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】 貴団体の業種をお教えてください。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 学校（一条校）	10 小売り
2 図書館	11 運輸・インフラ
3 1・2以外の教育事業	12 金融・保険
4 研究	13 地域振興・観光
5 医療	15 農林水産
6 障害者福祉	16 メディア
7 高齢者福祉	17 上記分野以外の業界団体
8 5～7以外の医療・福祉	18 その他（具体的に ）
9 情報通信	

※上記は、基本的に、東洋経済業種分類（会社四季報の分類）に基づいた区分です

【問 2-2】 貴団体の従業員数をお教えてください。（概数で結構です）

（ ）人

【問 2-3】 貴団体の年間予算規模をお教えてください。（概数で結構です）

（ ）円

【問 2-4】 貴団体の創業年数（設立からの年数）をお教えてください。

（ ）年

【問 2-5】 本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 知財担当部局	5 事業担当部局
2 法務担当部局	6 その他（具体的に： ）
3 広報・IR 担当部局	7 答えられない
4 総務担当部局	

最後に、このアンケートについてご意見等がありましたら、以下の欄にご自由にお書きください。

（自由記述）

<回答（自由記述を除く）>

1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】貴団体が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	617	100.0
文章・言語	410	66.5
音楽	304	49.3
演劇・舞踊	56	9.1
美術（絵画、版画、彫刻など）	171	27.7
建築	29	4.7
図形（図表、図面、地図など）	296	48.0
映像	305	49.4
写真	331	53.6
プログラム	90	14.6
その他（具体的に）	38	6.2
利用していない	104	16.9

【問 1-2】貴団体は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	511	100.0
著作物をそのまま販売	34	6.7
引用等により著作物の一部を利用	307	60.1
二次創作・翻案等のために利用	77	15.1
その他（具体的に）	262	51.3
利用していない	18	3.5

【問 1-3】問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する業務を合計すると、貴団体の予算全体のうち何割程度（予算での計算が難しい場合は、総業務時間の何割程度）を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	479	100.0
1割	258	53.9
2割	45	9.4
3割	20	4.2
4割	14	2.9
5割	17	3.5
6割	11	2.3
7割	17	3.5
8割	31	6.5
9割	30	6.3
10割	36	7.5

【問 1-4】貴団体は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	614	100.0
非常に馴染みがある	156	25.4
馴染みがある	154	25.1
どちらともいえない	70	11.4
あまり馴染みがない	103	16.8
ほとんど馴染みがない	131	21.3

【問 1-5】貴団体では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	609	100.0
十分理解している	62	10.2
概ね理解している	302	49.6
どちらともいえない	118	19.4
あまり理解していない	87	14.3
ほとんど理解していない	40	6.6

【問 1-6】貴団体では、各部署の職員が著作権の処理(著作物の利用許諾の申請など)を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか?いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	608	100.0
法務担当部局にいる	47	7.7
総務担当部局にいる	42	6.9
事業担当部局にいる	59	9.7
社外にいる(顧問弁護士等)	123	20.2
その他(具体的に)	82	13.5
いない	243	40.0
わからない	67	11.0

【問 1-7】貴団体は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	613	100.0
非常に多い	36	5.9
やや多い	63	10.3
どちらともいえない	87	14.2
やや少ない	52	8.5
非常に少ない	375	61.2

【問 1-8】貴団体には、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)を扱う業務が多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	613	100.0
非常に多い	5	0.8
やや多い	9	1.5
どちらともいえない	38	6.2
やや少ない	31	5.1
非常に少ない	530	86.5

【問 1-9】貴団体は、一般に、(著作権分野に限らず)業務上必要な場合には、他社(他者)に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	610	100.0
非常にある	168	27.5
ややある	79	13.0
どちらともいえない	291	47.7
あまりない	38	6.2
全くない	34	5.6

【問 1-10】貴団体は、一般に、(著作権分野に限らず)他社(他者)から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	608	100.0
非常にある	261	42.9
ややある	99	16.3
どちらともいえない	180	29.6
あまりない	32	5.3
全くない	36	5.9

【問 1-11】仮に、貴団体が新事業(著作権分野に限りにません)を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴団体はその事業を実施しますか。(最も近いもの数字1つだけに○)

	n	%
全体	605	100.0
完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	435	71.9
合法である可能性が極めて高ければ実施する	122	20.2
合法である可能性がある程度高ければ実施する	45	7.4
合法である可能性がわずかでもあれば実施する	1	0.2
合法か違法か不明であっても実施する	2	0.3

【問 1-12】問 1-11 のように、貴団体の業務について法律上の疑義が生じた場合、貴団体はどのような対応をとりますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	当てはまる非常に	当てはまる	どちらともいえない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
A 弁護士等の専門家に相談する	596 100.0	255 42.8	167 28.0	97 16.3	54 9.1	23 3.9
B 役所に問い合わせる	590 100.0	360 61.0	164 27.8	37 6.3	16 2.7	13 2.2
C 同業の団体等に問い合わせる	585 100.0	239 40.9	221 37.8	86 14.7	28 4.8	11 1.9
D 団体内のコンプライアンス体制を強化する	585 100.0	159 27.2	202 34.5	183 31.3	26 4.4	15 2.6
E トップの責任で判断する	585 100.0	95 16.2	181 30.9	184 31.5	67 11.5	58 9.9
F 内部関係者の合議で判断する	584 100.0	58 9.9	192 32.9	149 25.5	103 17.6	82 14.0
G 現場担当者が判断する	584 100.0	10 1.7	43 7.4	144 24.7	167 28.6	220 37.7

【問 1-13】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	604 100.0	359 59.4	143 23.7	74 12.3	18 3.0	10 1.7
企業・団体内部で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	605 100.0	125 20.7	117 19.3	147 24.3	137 22.6	79 13.1
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	603 100.0	133 22.1	135 22.4	165 27.4	111 18.4	59 9.8
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	604 100.0	103 17.1	97 16.1	168 27.8	139 23.0	97 16.1
企業・団体が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	604 100.0	360 59.6	154 25.5	69 11.4	16 2.6	5 0.8
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	603 100.0	170 28.2	100 16.6	129 21.4	121 20.1	83 13.8
企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	604 100.0	305 50.5	144 23.8	89 14.7	47 7.8	19 3.1

【問 1-14】貴団体は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際の事業展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「学校その他の教育機関における複製」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の著作物を利用した新規サービス等を想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらとも言えない	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法(例)「学校その他の非営利教育機関における複製は、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	607 100.0	246 40.5	244 40.2	91 15.0	22 3.6	4 0.7
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「学校その他の非営利教育機関における複製は、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	607 100.0	183 30.1	255 42.0	133 21.9	34 5.6	2 0.3
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「非営利の教育事業に供するための複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	606 100.0	74 12.2	134 22.1	226 37.3	137 22.6	35 5.8
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示	605	41	76	222	180	86

さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	100.0	6.8	12.6	36.7	29.8	14.2
--	-------	-----	------	------	------	------

【問 1-15】著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A～F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	思う 非常に妥当だと	思う まあ妥当だと	え どちらともい	思わ ない	あまり 妥当だと	全く 妥当だと
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	607 100.0	73 12.0	285 47.0	186 30.6	54 8.9	9	1.5
B 訴訟を試みるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	605 100.0	94 15.5	210 34.7	253 41.8	42 6.9	6	1.0
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	606 100.0	21 3.5	112 18.5	376 62.0	83 13.7	14	2.3
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	606 100.0	107 17.7	204 33.7	248 40.9	43 7.1	4	0.7
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	605 100.0	44 7.3	120 19.8	345 57.0	79 13.1	17	2.8
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	605 100.0	64 10.6	163 26.9	329 54.4	43 7.1	6	1.0

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】貴団体の業種をお教えてください。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	605	100.0
学校(一条校)	101	16.7
図書館	186	30.7
1・2以外の教育事業	20	3.3
研究	6	1.0
医療	58	9.6
障害者福祉	58	9.6
高齢者福祉	37	6.1
5～7以外の医療・福祉	25	4.1
情報通信	0	0.0
小売り	1	0.2
運輸・インフラ	1	0.2
金融・保険	1	0.2
地域振興・観光	10	1.7
農林水産	5	0.8
メディア	1	0.2
上記分野以外の業界団体	28	4.6
その他(具体的に:)	67	11.1

【問 2-2】貴団体の従業員数をお教えてください。(概数で結構です)(単位:人)

	値
全体	597
平均値	113.51
最小値	0.00
最大値	6000.00

【問 2-3】貴団体の年間売上高(連結)をお教えてください。(概数で結構です)(単位:百万円)

	値
全体	482
平均値	4289.96
最小値	0.10
最大値	1400000

【問 2-4】貴団体の創業年数(設立からの年数)をお教えてください。(単位:年)

	値
全体	592
平均値	49.09
最小値	1.00
最大値	146.00

【問 2-5】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	601	100.0
知財担当部局	4	0.7
法務担当部局	3	0.5
広報・IR 担当部局	14	2.3
総務担当部局	193	32.1
事業担当部局	197	32.8
その他(具体的に:)	161	26.8
答えられない	29	4.8

#### IV 個人向け調査

##### <アンケート調査票>

SC1 あなたの年齢をお教えてください。

- 15 歳以上 25 歳未満
- 25 歳以上 35 歳未満
- 35 歳以上 45 歳未満
- 45 歳以上 55 歳未満
- 55 歳以上 65 歳未満
- 65 歳以上 75 歳未満
- その他 (15 歳未満、75 歳以上)

SC2 あなたの性別をお教えてください。

- 1.男
- 2.女

SC3 あなたの居住地をお教えてください。

(都道府県を選択)

SC4 あなたは、日常的に著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）の創作活動をしていますか。

- 1.本業として創作活動をしている（創作活動が主な収入源である）
- 2.副業として創作活動をしている（創作活動による継続的な収入はあるが、主な収入源ではない）
- 3.趣味として創作活動をしている（創作活動による継続的な収入はない）
- 4.日常的な創作活動はしていない
- 5.わからない

SC5 あなたは、著作権法にどの程度馴染みがありますか。

- 1.非常にある
- 2.ややある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.全くない

SC 終了質問

本調査対象条件

優先順位条件名条件式

- 1 クリエイター(SC4 で 1,2,3 のいずれかを選択)→Q1 へ
- 2 ユーザー(SC5 で 1,2,3 のいずれかを選択)→Q19 へ

・・・ (以下クリエイター向け調査) ・・・

Q1 あなたが創作している著作物はどのような種類ですか。（いくつでも）



- 1.文章・言語
- 2.音楽
- 3.演劇・舞踊
- 4.美術（絵画、版画、彫刻など）
- 5.建築
- 6.図形（図表、図面、地図など）
- 7.映像
- 8.写真
- 9.プログラム
- 10.その他 具体的に：

Q2 あなたの保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（いくつでも）

- 1.刑事告訴する
- 2.民事訴訟を提起する
- 3.侵害者に警告する
- 4.弁護士等の専門家に相談する
- 5.ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
- 6.特に何もしない
- 7.その他 具体的に：
- 8.侵害されたことがない（排他）

Q3 あなたは、権利者の利益を害すると思われるどのような程度の権利侵害を多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①とても多い	②多い	③少ない	④とても少ない	⑤全くない	⑥わからない
1.損害額 1 万円未満（一著作物あたり。以下同じ）	→						
2.損害額 1 万円～10 万円未満	→						
3.損害額 10 万円～100 万円未満	→						
4.損害額 100 万円～1,000 万円未満	→						
5.損害額 1,000 万円以上	→						

Q4 あなたは、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。

- 10 割
- 7～9 割
- 4～6 割

1～3割

0割

Q5 あなたが認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①当てはまる	②やや当てはまる	③どちらとも言えない	④あまり当てはまらない	⑤当てはまらない
1. 侵害の量が膨大で対応しきれない	→					
2. 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	→					
3. インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	→					
4. 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	→					
5. 警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想される	→					
6. 悪質な侵害ではないので対応する必要がない	→					
7. 対応する費用がない	→					
8. 対応する方法がわからない	→					
9. その他：(回答任意)	→					

Q6 あなたの著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段を使っている場合、そのため実際に使っている年間費用ほどの程度ですか。

ほとんど費用はかけていない

10万円未満

10万円～50万円未満

50万円～100万円未満

100万円～500万円未満

500万円以上 具体的な額：

金額はわからない

Q7 あなたが警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの（侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの）の割合はどの程度ですか。

10割

7割～9割

4割～6割

1割～3割  
0割

Q8 警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。

10割  
7割～9割  
4割～6割  
1割～3割  
0割

Q9 警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①当てはまる	②やや当てはまる	③どちらとも言えない	④あまり当てはまらない	⑤当てはまらない
1. 侵害の量が膨大で対応しきれない	→					
2. 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	→					
3. 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	→					
4. 訴訟を起こす費用がない	→					
5. 訴訟を起こすこと自体に抵抗・ためらいがある	→					
6. 訴訟を起こす方法がわからない	→					

Q10 あなた著作権を守るため、訴訟を行っている場合、その訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。

ほとんど費用はかけていない  
10万円未満  
10万円～50万円未満  
50万円～100万円未満  
100万円～500万円未満  
500万円以上 具体的な額：  
金額はわからない

Q11 著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。

いくらでも提起する
10万円未満
10万円～50万円未満
50万円～100万円未満
100万円～500万円未満
500万円～1,000万円未満
1,000万円以上
具体的な額があればお書きください：
わからない

Q12 あなたが認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 全て解決した	② 概ね解決した	③ どちらとも言えない	④ ほとんど解決しなかった	⑤ 全く解決しなかった	⑥ 当該侵害事案は認知していない
1. 損害額 1万円未満（一著作物あたり。以下同じ）	→						
2. 損害額 1万円～10万円未満	→						
3. 損害額 10万円～100万円未満	→						
4. 損害額 100万円～1,000万円未満	→						
5. 損害額 1,000万円以上	→						

Q13 仮に、あなたの著作物が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合（例えば、判例がまだない場合など）、あなたはどのように対応しますか。最も行う可能性が高いものを1つだけ選択してください。

1. 刑事告訴する
2. 民事訴訟を提起する
3. 侵害者に警告する
4. 弁護士等の専門家に相談する
5. ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
6. 特に何もしない
7. その他 具体的に：

Q14 著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定め

ることを認めています。著作権者に無断で以下の行為が広く行われることは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 不当に害すると思う	② どちらかと言えば 不当に害すると思う	③ どちらとも言えない	④ どちらかと言えば 不当に害さないと思う	⑤ 不当に害さないと思う
1. 社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	→					
2. 社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	→					
3. 書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	→					
4. 小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	→					
5. 自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	→					
6. 録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	→					
7. 自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	→					

Q15 日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています。これに対して、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検

索引エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用など

あなたは、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下の1から4のようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。

なお、例として挙げている「音楽CDのコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの著作物を利用したサービスを想定してお考えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に良い影響がある と思う	② やや良い影響がある と思う	③ 現在と変わらない	④ やや悪い影響がある と思う	⑤ 非常に悪い影響がある と思う
1. 適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「私的使用のための音楽CDのコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方	→					
2. 適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 (例) 「私的使用のための音楽CDのコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	→					
3. 適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法 (例) 「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	→					
4. 適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法	→					

(例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方						
--	--	--	--	--	--	--

Q16 著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の1～6のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘ほどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		① 非常に妥当 だと思う	② まあ妥当 だと思う	③ どちらとも 言えない	④ あまり妥当 だと思わない	⑤ 全く妥当 だと思わない
1. 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	→					
2. 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	→					
3. 新しいサービスを行いやすくなる	→					
4. 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる						
5. 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	→					
6. 故意・過失による、著作権侵害が増える	→					

Q17-1 著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれの程度あったらよいと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		① 非常に 思う	② まあ 思う	③ どちらとも 言えない	④ あまり 思わない	⑤ 全く 思わない
1.懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	→					

2.法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	→					
3.クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度（訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ）	→					
4.ディスカバリー（証拠開示手続）：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	→					
5.訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	→					
6.弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	→					

Q17-2 以上の他に、あったらいいと思う制度がありましたらお書きください。（ご自由にお書きください）

（自由記述）

Q18 これまで、著作権制度があなたの創作上の障害となった事例があれば、教えてください。（ご自由にお書きください）

（自由記述）

・・・（以下ユーザー向け調査）・・・

本調査でいう「著作物の利用」とは、例えば以下のように、自分以外の方が作成した著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）を利用（コピー、演奏、歌唱、撮影、インターネット送信など）することをいいます。

※目で見るだけ、耳で聴くだけの、受動的な行為（本を読む、音楽を聴く、テレビを観る、など）は含みません。

- ・書籍、新聞、雑誌などをコピーする
- ・音楽 CD をコピーする
- ・音楽を演奏する・カラオケで歌う（自作の曲を除く）
- ・芸術作品の写真を撮る
- ・テレビ番組を録画する
- ・インターネットでファイルをダウンロードする
- ・SNS（LINE、Twitter、Facebook など）にインターネット上の記事を転載する
- ・購入したソフトウェアのバックアップを作成する

※上記は例示ですので、これらに限られるものではありません。



Q19 あなたがよく利用する著作物はどのような種類ですか。(いくつでも)

※私用での利用に限ります。

- 1.文章・言語
- 2.音楽
- 3.演劇・舞踊
- 4.美術(絵画、版画、彫刻など)
- 5.建築
- 6.図形(図表、図面、地図など)
- 7.映像
- 8.写真
- 9.プログラム(ソフトウェア)
- 10.その他 具体的に:
- 11.利用していない(排他)

Q20 あなたは、前問の著作物を利用する場合に、個別に著作権者の許諾(許可)を取  
ることはありますか。

※私用での利用に限ります。

※個人的に又は家庭内で利用する場合で、著作権法に定める範囲内であれば、著  
作権者の許諾を取らずに著作物を利用できます。

- 1.よくある
- 2.たまにある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.ほとんどない

Q21 あなたは、著作権について相談のできる人として、身近にどのような人がいます  
か。(いくつでも)

- 1.家族
- 2.友人
- 3.勤務先
- 4.弁護士
- 5.その他 具体的に:
- 6.いない(排他)
- 7.わからない(排他)

Q22 あなたは、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)についての知識はあ  
りますか。

- 1.非常にある
- 2.ややある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.全くない

Q23 著作権者に無断で著作物を利用(複製、販売、インターネット送信等)した場合、

法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。(いくつでも)

1. 損害賠償を請求すること
2. 侵害をやめるよう請求すること
3. 侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること
4. 名誉回復のための措置を請求すること
5. 刑事罰
6. わからない(排他)

Q24 あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)に対して個人的に訴訟を起こしたことがありますか、ありませんか。

- 複数回ある  
1回ある  
ない

Q25 あなたは、(著作権分野に限らず)必要な場合には、他者(個人、企業、団体等)に対して個人的に訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。

1. 非常にある
2. ややある
3. どちらとも言えない
4. あまりない
5. 全くない

Q26 あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)から個人的に訴訟を起こされたことはありますか、ありませんか。

- 複数回ある  
1回ある  
ない

Q27 あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)から訴訟を起こされることを怖いと思いますか、思いませんか。

1. 非常に怖い
2. やや怖い
3. どちらとも言えない
4. あまり怖くない
5. 全く怖くない

Q28 あなたが著作物を利用しようとするときに、それが合法であるか違法であるかの判断が難しい場合、あなたはどのように行動しますか。

1. 完全に合法である確信がある場合のみ利用する
2. 合法である可能性が極めて高ければ利用する
3. 合法である可能性がある程度高ければ利用する
4. 合法である可能性がわずかでもあれば利用する
5. 合法か違法か不明であっても利用する

Q29 前問のように、著作物の利用が合法であるか違法であるか判断が難しい場合、どのようにして判断しますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①非常に 当てはまる	②当てはまる	③どちらとも 言えない	④あまり 当てはまらない	⑤全く 当てはまらない
1. 弁護士等の専門家に相談する	→					
2. 友人に相談する	→					
3. 家族に相談する	→					
4. 勤務先に相談する	→					
5. 自分で調べて判断する	→					
6. 特に相談や調査はせず、直感的に判断する	→					

Q30 著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法立で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①不当に 害すると思う	②どちらか と言え ば不当に 害する と思う	③どちらとも 言えない	④どちらか と言え ば不当に 害さない と思う	⑤不当に 害さない と思う
1. 社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	→					
2. 社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	→					
3. 書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	→					
4. 小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	→					

5. 自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	→					
6. 録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	→					
7. 自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	→					

Q31 あなたは、（著作権法に限らず）法立は一般的にどのような性質が重要だと思いますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①非常に重要だと思う	②やや重要だと思う	③どちらとも言えない	④あまり重要でないと思う	⑤全く重要でないと思う
1. 具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	→					
2. 抽象的であり、様々な場合に対応できること	→					

Q32 あなたは、（著作権法に限らず）刑罰を定める法律の場合、どのような性質が重要だと思いますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①非常に重要だと思う	②やや重要だと思う	③どちらとも言えない	④あまり重要でないと思う	⑤全く重要でないと思う
1. 具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	→					
2. 抽象的であり、様々な場合に対応できること	→					

Q33 日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています。これに対して、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルール

を定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されることなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用など

あなたは、著作物を著作権者の許諾なしに利用できる範囲を法律で定める仕組みとして、以下の1から4のそれぞれの方法は、どの程度望ましいと思いますか。なお、例として挙げている「音楽CDのコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの身近な利用方法を想定してお考えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に望ましい と思う	② やや望ましい と思う	③ どちらとも 言えない	④ あまり望ましくない と思う	⑤ 全く望ましくない と思う
1. 適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「私的使用のための音楽CDのコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方	→					
2. 適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 (例) 「私的使用のための音楽CDのコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	→					
3. 適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法 (例) 「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	→					

4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法 (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	→					
--	---	--	--	--	--	--

Q34 著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の1~6のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘ほどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		① 非常に妥当 だと思ふ	② まあ妥当 だと思ふ	③ どちらとも 言えない	④ あまり妥当 だと思わない	⑤ 全く妥当 だと思わない
1. 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	→					
2. 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	→					
3. 新しいサービスを行いやすくなる	→					
4. 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる						
5. 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	→					
6. 故意・過失による、著作権侵害が増える	→					

・・・(以下クリエイター・ユーザー共通の質問)・・・

Q35 あなたの職業をお教えてください。

1.公務員 2.会社役員 3.会社員(正社員) 4.会社員(契約社員・派遣社員) 5.パート・アルバイト 6.自営業・自由業
---

- 7.学生
- 8.主婦・主夫
- 9.無職
- 10.その他 具体的に：(回答)(入力制限なし)(文字数制限なし)

Q36 あなたの職業の業種をお教えてください。

- 1.素材・資源
- 2.建設・不動産・建設関連製品・設備
- 3.機械・装置
- 4.1～3以外の産業インフラ・サービス
- 5.運輸
- 6.公共（電力・ガス）
- 7.自動車
- 8.住宅
- 9.アパレル・娯楽用品
- 10.小売り・外食・娯楽サービス・その他消費財
- 11.ヘルスケア・医薬・食品・トイレタリー・化粧品
- 12.金融（保険以外）
- 13.保険
- 14.エレクトロニクス・事務機器・電子デバイス製造装置
- 15.ソフトウェア・情報技術
- 16.通信サービス
- 17.メディア
- 18.その他 具体的に：

<回答（自由記述を除く）>

SC1.あなたの年齢をお教えてください。

	n	%
全体	3000	100.0
15歳以上 25歳未満	116	3.9
25歳以上 35歳未満	506	16.9
35歳以上 45歳未満	780	26.0
45歳以上 55歳未満	876	29.2
55歳以上 65歳未満	495	16.5
65歳以上 75歳未満	199	6.6
その他(15歳未満、75歳以上)	28	0.9

SC2.あなたの性別をお教えてください。

	n	%
全体	3000	100.0
男	1971	65.7
女	1029	34.3

SC3.あなたの居住地をお教えてください。

	n	%		n	%
全体	3000	100.0	三重県	28	0.9
北海道	142	4.7	滋賀県	37	1.2
青森県	24	0.8	京都府	75	2.5
岩手県	15	0.5	大阪府	271	9.0
宮城県	50	1.7	兵庫県	135	4.5
秋田県	18	0.6	奈良県	35	1.2
山形県	22	0.7	和歌山県	16	0.5
福島県	31	1.0	鳥取県	15	0.5
茨城県	46	1.5	島根県	9	0.3
栃木県	33	1.1	岡山県	39	1.3
群馬県	32	1.1	広島県	57	1.9
埼玉県	171	5.7	山口県	18	0.6
千葉県	167	5.6	徳島県	21	0.7
東京都	471	15.7	香川県	29	1.0
神奈川県	267	8.9	愛媛県	26	0.9
新潟県	46	1.5	高知県	3	0.1
富山県	20	0.7	福岡県	98	3.3
石川県	29	1.0	佐賀県	10	0.3
福井県	14	0.5	長崎県	17	0.6
山梨県	14	0.5	熊本県	23	0.8
長野県	35	1.2	大分県	16	0.5
岐阜県	47	1.6	宮崎県	9	0.3
静岡県	78	2.6	鹿児島県	17	0.6
愛知県	204	6.8	沖縄県	20	0.7

SC4.あなたは、日常的に著作物(文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど)の創作活動をしていますか。

	n	%
全体	3000	100.0
本業として創作活動をしている(創作活動が主な収入源である)	229	7.6



副業として創作活動をしている(創作活動による継続的な収入はあるが、主な収入源ではない)	175	5.8
趣味として創作活動をしている(創作活動による継続的な収入はない)	1096	36.5
日常的な創作活動はしていない	1432	47.7
わからない	68	2.3

SC5.あなたは、著作権法にどの程度馴染みがありますか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常にある	71	4.7
ややある	533	35.5
どちらとも言えない	896	59.7
あまりない	0	0.0
全くない	0	0.0

Q1.あなたが創作している著作物はどのような種類ですか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
文章・言語	530	35.3
音楽	299	19.9
演劇・舞踊	33	2.2
美術(絵画、版画、彫刻など)	318	21.2
建築	52	3.5
図形(図表、図面、地図など)	74	4.9
映像	160	10.7
写真	526	35.1
プログラム	176	11.7
その他 具体的に:	134	8.9

Q2.あなたの保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどういう対応を取っていますか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
刑事告訴する	43	2.9
民事訴訟を提起する	88	5.9
侵害者に警告する	165	11.0
弁護士等の専門家に相談する	142	9.5
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	25	1.7
特に何もしない	277	18.5
その他 具体的に:	27	1.8
侵害されたことがない	910	60.7

Q3.あなたは、権利者の利益を害すると思われるどのような程度の権利侵害を多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	とても多い	多い	少ない	とても少ない	全くない	わからない
1.損害額 1万円未満(一著作物あたり。以下同じ)	590	69	73	101	98	45	204
	100.0	11.7	12.4	17.1	16.6	7.6	34.6
2.損害額 1万円～10万円未満	590	43	106	125	64	53	199

	100.0	7.3	18.0	21.2	10.8	9.0	33.7
3.損害額 10 万円～100 万円未満	590	39	116	121	42	62	210
	100.0	6.6	19.7	20.5	7.1	10.5	35.6
4.損害額 100 万円～1,000 万円未満	590	63	115	74	53	74	211
	100.0	10.7	19.5	12.5	9.0	12.5	35.8
5.損害額 1,000 万円以上	590	100	78	65	48	85	214
	100.0	16.9	13.2	11.0	8.1	14.4	36.3

Q4.あなたは、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。

	n	%
全体	379	100.0
10 割	26	6.9
7～9 割	63	16.6
4～6 割	77	20.3
1～3 割	85	22.4
0 割	128	33.8

Q5.あなたが認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	当てはまる	当てはまる やや	どちらとも 言えない	あまり 当てはまらない	当てはまらない
1.侵害の量が膨大で対応しきれない	353	46	73	94	39	101
	100.0	13.0	20.7	26.6	11.0	28.6
2.個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	353	106	113	75	21	38
	100.0	30.0	32.0	21.2	5.9	10.8
3.インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	353	102	107	81	20	43
	100.0	28.9	30.3	22.9	5.7	12.2
4.国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	353	55	80	95	36	87
	100.0	15.6	22.7	26.9	10.2	24.6
5.警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想される	353	61	99	104	26	63
	100.0	17.3	28.0	29.5	7.4	17.8
6.悪質な侵害ではないので対応する必要がない	353	51	101	111	40	50
	100.0	14.4	28.6	31.4	11.3	14.2
7.対応する費用がない	353	84	102	95	28	44
	100.0	23.8	28.9	26.9	7.9	12.5
8.対応する方法がわからない	353	70	82	114	33	54
	100.0	19.8	23.2	32.3	9.3	15.3
9.その他:	182	3	11	66	4	98
	100.0	1.6	6.0	36.3	2.2	53.8

Q6.あなたの著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段を使っている場合、そのため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。

	n	%
全体	251	100.0
ほとんど費用はかけていない	140	55.8
10 万円未満	43	17.1
10 万円～50 万円未満	19	7.6
50 万円～100 万円未満	20	8.0

100万円～500万円未満	7	2.8
500万円以上 具体的な額: 金額はわからない	0	0.0
	22	8.8

Q7.あなたが警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの(侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの)の割合はどの程度ですか。

	n	%
全体	251	100.0
10割	31	12.4
7割～9割	33	13.1
4割～6割	45	17.9
1割～3割	55	21.9
0割	87	34.7

Q8.警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。

	n	%
全体	220	100.0
10割	2	0.9
7割～9割	20	9.1
4割～6割	36	16.4
1割～3割	43	19.5
0割	119	54.1

Q9.警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	当てはまる	やや当てはまる	どちらとも 言えない	あまり 当てはまらない	当てはまらない
1.侵害の量が膨大で対応しきれない	218 100.0	32 14.7	52 23.9	48 22.0	19 8.7	67 30.7
2.個々の侵害額が小さく対応するには割に合わない	218 100.0	60 27.5	66 30.3	45 20.6	9 4.1	38 17.4
3.国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	218 100.0	34 15.6	41 18.8	52 23.9	23 10.6	68 31.2
4.訴訟を起こす費用がない	218 100.0	38 17.4	54 24.8	63 28.9	22 10.1	41 18.8
5.訴訟を起こすこと自体に抵抗・ためらいがある	218 100.0	34 15.6	66 30.3	58 26.6	23 10.6	37 17.0
6.訴訟を起こす方法がわからない	218 100.0	26 11.9	43 19.7	74 33.9	26 11.9	49 22.5

Q10.あなた著作権を守るため、訴訟を行っている場合、その訴訟に使っている年間費用(弁護士費用を含む)はどの程度ですか。

	n	%
全体	88	100.0
ほとんど費用はかけていない	24	27.3
10万円未満	11	12.5
10万円～50万円未満	23	26.1

50万円～100万円未満	14	15.9
100万円～500万円未満	7	8.0
500万円以上 具体的な額:	0	0.0
金額はわからない	9	10.2

Q11.著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。

	n	%
全体	590	100.0
いくらでも提起する	36	6.1
10万円未満	99	16.8
10万円～50万円未満	111	18.8
50万円～100万円未満	87	14.7
100万円～500万円未満	58	9.8
500万円～1,000万円未満	12	2.0
1,000万円以上	8	1.4
具体的な額があればお書きください:	0	0.0
わからない	179	30.3

Q12.あなたが認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	全て解決した	概ね解決した	どちらとも言えない	ほとんど解決しなかった	全く解決しなかった	当該侵害事案は認知していない
1.損害額 1万円未満(一著作物あたり。以下同じ)	341 100.0	29 8.5	58 17.0	88 25.8	38 11.1	31 9.1	97 28.4
2.損害額 1万円～10万円未満	338 100.0	29 8.6	67 19.8	74 21.9	39 11.5	21 6.2	108 32.0
3.損害額 10万円～100万円未満	318 100.0	21 6.6	31 9.7	83 26.1	39 12.3	23 7.2	121 38.1
4.損害額 100万円～1,000万円未満	305 100.0	19 6.2	32 10.5	76 24.9	29 9.5	20 6.6	129 42.3
5.損害額 1,000万円以上	291 100.0	19 6.5	28 9.6	76 26.1	25 8.6	15 5.2	128 44.0

Q13.仮に、あなたの著作物が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、あなたはどのように対応しますか。最も行う可能性が高いものを1つだけ選択してください。

	n	%
全体	1500	100.0
刑事告訴する	48	3.2
民事訴訟を提起する	77	5.1
侵害者に警告する	273	18.2
弁護士等の専門家に相談する	549	36.6
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	30	2.0
特に何もしない	484	32.3
その他 具体的に:	39	2.6

Q14.著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為が広く行われることは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば不当に害さないと思う	不当に害さないと思う
1.社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1500 100.0	368 24.5	438 29.2	424 28.3	182 12.1	88 5.9
2.社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1500 100.0	218 14.5	311 20.7	439 29.3	339 22.6	193 12.9
3.書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	1500 100.0	214 14.3	300 20.0	546 36.4	301 20.1	139 9.3
4.小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1500 100.0	147 9.8	283 18.9	494 32.9	344 22.9	232 15.5
5.自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1500 100.0	600 40.0	428 28.5	338 22.5	74 4.9	60 4.0
6.録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	1500 100.0	326 21.7	335 22.3	450 30.0	220 14.7	169 11.3
7.自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	1500 100.0	498 33.2	385 25.7	414 27.6	124 8.3	79 5.3

Q15.日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています※。これに対して、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。※例:引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用などあなたは、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下の1から4のようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「音楽 CD のコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの著作物を利用したサービスを想定してお考えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に良い影響があると思う	やや良い影響があると思う	変わらない	現在と	やや悪い影響があると思う	非常に悪い影響があると思う
1.適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法(例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、	1500 100.0	226 15.1	520 34.7	639 42.6	94 6.3	21 1.4	

□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方						
2.適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	1500 100.0	230 15.3	508 33.9	643 42.9	102 6.8	17 1.1
3.適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	1500 100.0	146 9.7	340 22.7	769 51.3	201 13.4	44 2.9
4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	1500 100.0	119 7.9	332 22.1	755 50.3	212 14.1	82 5.5

Q16.著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるかどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の1~6のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	思う 非常に 妥当だと	思う まあ 妥当だと	言えない どちらとも	思わない あまり 妥当だと	全く 思わない 妥当だと
1.法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1500 100.0	178 11.9	693 46.2	486 32.4	110 7.3	33 2.2
2.訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1500 100.0	148 9.9	433 28.9	710 47.3	169 11.3	40 2.7
3.新しいサービスを行いやすくなる	1500 100.0	124 8.3	477 31.8	714 47.6	145 9.7	40 2.7
4.訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1500 100.0	163 10.9	454 30.3	635 42.3	194 12.9	54 3.6
5.裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1500 100.0	177 11.8	429 28.6	683 45.5	141 9.4	70 4.7
6.故意・過失による、著作権侵害が増える	1500 100.0	160 10.7	404 26.9	724 48.3	156 10.4	56 3.7

Q17-1.著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	思う 非常に 妥当だと	思う まあ 妥当だと	言えない どちらとも	思わない あまり 妥当だと	全く 思わない 妥当だと
1.懲罰的損害賠償制度:著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	1500 100.0	225 15.0	577 38.5	506 33.7	145 9.7	47 3.1
2.法定賠償制度:著作権侵害をした企業・個人に対し、	1500	174	570	553	159	44

実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	100.0	11.6	38.0	36.9	10.6	2.9
3.クラスアクション: 同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)	1500 100.0	248 16.5	550 36.7	596 39.7	81 5.4	25 1.7
4.ディスカバリー(証拠開示手続): 当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	1500 100.0	247 16.5	597 39.8	556 37.1	74 4.9	26 1.7
5.訴訟費用への補助: 著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	1500 100.0	289 19.3	480 32.0	570 38.0	110 7.3	51 3.4
6.弁護士費用の敗訴者負担制度: 弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	1500 100.0	290 19.3	501 33.4	591 39.4	85 5.7	33 2.2

Q19.あなたがよく利用する著作物はどのような種類ですか。(いくつでも)※私用での利用に限ります。

	n	%
全体	1500	100.0
文章・言語	650	43.3
音楽	939	62.6
演劇・舞踊	75	5.0
美術(絵画、版画、彫刻など)	137	9.1
建築	46	3.1
図形(図表、図面、地図など)	156	10.4
映像	669	44.6
写真	574	38.3
プログラム(ソフトウェア)	338	22.5
その他 具体的に:	9	0.6
利用していない	243	16.2

Q20.あなたは、前問の著作物を利用する場合に、個別に著作権者の許諾(許可)を取ることはいりますか。※私用での利用に限ります。※個人的に又は家庭内で利用する場合で、著作権法に定める範囲内であれば、著作権者の許諾を取らずに著作物を利用できます。

	n	%
全体	1257	100.0
よくある	25	2.0
たまにある	95	7.6
どちらとも言えない	163	13.0
あまりない	157	12.5
ほとんどない	817	65.0

Q21.あなたは、著作権について相談のできる人として、身近にどのような人がいますか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
家族	203	13.5
友人	214	14.3
勤務先	262	17.5
弁護士	68	4.5
その他 具体的に:	14	0.9
いない	699	46.6
わからない	223	14.9

Q22.あなたは、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)についての知識はありますか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常にある	60	4.0
ややある	418	27.9
どちらとも言えない	478	31.9
あまりない	393	26.2
全くない	151	10.1

Q23.著作権者に無断で著作物を利用(複製、販売、インターネット送信等)した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
損害賠償を請求すること	986	65.7
侵害をやめるよう請求すること	872	58.1
侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること	447	29.8
名誉回復のための措置を請求すること	491	32.7
刑事罰	392	26.1
わからない	338	22.5

Q24.あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)に対して個人的に訴訟を起こしたことがありますか、ありませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
複数回ある	17	1.1
1回ある	19	1.3
ない	1464	97.6

Q25.あなたは、(著作権分野に限らず)必要な場合には、他者(個人、企業、団体等)に対して個人的に訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常にある	116	7.7
ややある	303	20.2
どちらとも言えない	636	42.4
あまりない	226	15.1
全くない	219	14.6

Q26.あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)から個人的に訴訟を起こされたことはありますか、ありませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
複数回ある	13	0.9
1回ある	26	1.7
ない	1461	97.4

Q27.あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)から訴訟を起こされることを怖いと思いますか、思いませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常に怖い	344	22.9
やや怖い	520	34.7



どちらとも言えない	465	31.0
あまり怖くない	87	5.8
全く怖くない	84	5.6

Q28.あなたが著作物を利用しようとするときに、それが合法であるか違法であるかの判断が難しい場合、あなたはどのように行動しますか。

	n	%
全体	1500	100.0
完全に合法である確信がある場合にのみ利用する	514	34.3
合法である可能性が極めて高ければ利用する	457	30.5
合法である可能性がある程度高ければ利用する	364	24.3
合法である可能性がわずかでもあれば利用する	64	4.3
合法か違法か不明であっても利用する	101	6.7

Q29.前問のように、著作物の利用が合法であるか違法であるか判断が難しい場合、どのようにして判断しますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に当てはまる	当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
1.弁護士等の専門家に相談する	1500 100.0	193 12.9	310 20.7	488 32.5	204 13.6	305 20.3
2.友人に相談する	1500 100.0	90 6.0	441 29.4	490 32.7	199 13.3	280 18.7
3.家族に相談する	1500 100.0	122 8.1	329 21.9	472 31.5	228 15.2	349 23.3
4.勤務先に相談する	1500 100.0	136 9.1	323 21.5	508 33.9	199 13.3	334 22.3
5.自分で調べて判断する	1500 100.0	282 18.8	644 42.9	410 27.3	81 5.4	83 5.5
6.特に相談や調査はせず、直感的に判断する	1500 100.0	35 2.3	160 10.7	588 39.2	314 20.9	403 26.9

Q30.著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えれば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えれば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
1.社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1500 100.0	491 32.7	447 29.8	448 29.9	75 5.0	39 2.6

2.企業・団体内部で参考になりそうな書籍の一部をコピーして関係部内に配布すること	1500	374	364	514	181	67
	100.0	24.9	24.3	34.3	12.1	4.5
3.書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	1500	296	359	583	187	75
	100.0	19.7	23.9	38.9	12.5	5.0
4.小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1500	228	287	594	254	137
	100.0	15.2	19.1	39.6	16.9	9.1
5.企業・団体が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1500	592	403	424	57	24
	100.0	39.5	26.9	28.3	3.8	1.6
6.録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1500	385	349	503	177	86
	100.0	25.7	23.3	33.5	11.8	5.7
7.企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	1500	535	367	463	82	53
	100.0	35.7	24.5	30.9	5.5	3.5

Q31.あなたは、(著作権法に限らず)法律は一般的にどのような性質が重要だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に重要だ と思う	やや重要だ と思う	どちらとも 言えない	あまり重要で ないと思う	全く重要で ないと思う
1.具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	1500	620	511	341	17	11
	100.0	41.3	34.1	22.7	1.1	0.7
2.抽象的であり、様々な場合に対応できること	1500	187	333	675	220	85
	100.0	12.5	22.2	45.0	14.7	5.7

Q32.あなたは、(著作権法に限らず)刑罰を定める法律の場合、どのような性質が重要だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に重要だ と思う	やや重要だ と思う	どちらとも 言えない	あまり重要で ないと思う	全く重要で ないと思う
1.具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	1500	625	497	356	12	10
	100.0	41.7	33.1	23.7	0.8	0.7
2.抽象的であり、様々な場合に対応できること	1500	173	370	635	208	114
	100.0	11.5	24.7	42.3	13.9	7.6

Q33.日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、作者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています※。これに対して、作者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されることなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。※例:引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 などあなたは、著作物を著作権者の許諾なしに利用できる範囲を法律で定める仕組みとして、以下の1から4のそれぞれの方法は、どの程度望ましいと思いますか。なお、例として挙げている「音楽CDのコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの身近な利用方法を想定してお考えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に望ましい と思う	やや望ましい と思う	どちらとも 言えない	あまり望ましく ないと思う	全く望ましく ないと思う
1.適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法 (例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方	1500 100.0	387 25.8	567 37.8	483 32.2	46 3.1	17 1.1
2.適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	1500 100.0	325 21.7	538 35.9	555 37.0	64 4.3	18 1.2
3.適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	1500 100.0	174 11.6	374 24.9	661 44.1	235 15.7	56 3.7
4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	1500 100.0	157 10.5	308 20.5	662 44.1	249 16.6	124 8.3

Q34. 著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるかどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の1~6のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に妥当だ と思う	まあ妥当だ と思う	どちらとも 言えない	あまり妥当だ と思わない	全く妥当だ と思わない
1.法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1500 100.0	220 14.7	599 39.9	578 38.5	86 5.7	17 1.1
2.訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1500 100.0	163 10.9	411 27.4	717 47.8	165 11.0	44 2.9
3.新しいビジネスを開拓しやすくなる	1500 100.0	122 8.1	363 24.2	836 55.7	141 9.4	38 2.5
4.訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1500 100.0	154 10.3	380 25.3	724 48.3	200 13.3	42 2.8
5.裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1500 100.0	180 12.0	390 26.0	768 51.2	119 7.9	43 2.9
6.故意・過失による、著作権侵害が増える	1500 100.0	159 10.6	352 23.5	774 51.6	157 10.5	58 3.9

Q35. あなたの職業をお教えてください。

	n	%
全体	3000	100.0

公務員	181	6.0
会社役員	119	4.0
会社員(正社員)	1192	39.7
会社員(契約社員・派遣社員)	179	6.0
パート・アルバイト	274	9.1
自営業・自由業	383	12.8
学生	74	2.5
主婦・主夫	251	8.4
無職	296	9.9
その他 具体的に:	51	1.7

Q36.あなたの職業の業種をお教えてください。

	n	%
全体	2328	100.0
素材・資源	51	2.2
建設・不動産・建設関連製品・設備	198	8.5
機械・装置	134	5.8
1～3以外の産業インフラ・サービス	89	3.8
運輸	88	3.8
公共(電力・ガス)	33	1.4
自動車	67	2.9
住宅	22	0.9
アパレル・娯楽用品	46	2.0
小売り・外食・娯楽サービス・その他消費財	297	12.8
ヘルスケア・医薬・食品・トイレットリー・化粧品	121	5.2
金融(保険以外)	59	2.5
保険	41	1.8
エレクトロニクス・事務機器・電子デバイス製造装置	60	2.6
ソフトウェア・情報技術	217	9.3
通信サービス	87	3.7
メディア	103	4.4
その他 具体的に:	615	26.4

割付

	n	%
全体	3000	100.0
クリエイター	1500	50.0
ユーザー	1500	50.0